

令和 8 年度 吹田市立こども発達支援センター 地域支援センター
作業療法士（会計年度任用職員）採用候補者試験募集要項

1 募集職種

作業療法士

2 採用予定人数

1 名

3 受験資格

作業療法士資格がある者

※ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

欠格条項（地方公務員法第 16 条）

- 1 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の職にあって、地方公務員法第 60 条から 63 条までに規定する罪を犯し刑に処された者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務内容

こども発達支援センターにおいて、園児への作業療法を実施する業務。また、保育所や障害児通所事業所等へ訪問し、職員への助言等を実施する業務や、診療所診察補助業務、保護者に対する相談指導業務、外来作業療法業務、こども発達支援センター内通園施設の行事への参加を命ずることがあります。

5 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 上記の任用期間は変更される場合があります。
勤務日	月～金曜日のうち、週 4 日以下の日数 土、日、国民の祝日法に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休みです。
勤務時間	9 時 00 分から 17 時 30 分まで (実働 7 時間 45 分)

	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間外の勤務を命じることがあります。
勤務場所	吹田市立こども発達支援センター 地域支援センター
給与	250,982円（週4日の場合） （地域手当含む）
諸手当	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次休暇を付与します。
社会保険	健康保険 厚生年金 雇用保険 等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象になります。
その他	任用時はすべて条件付きとし、原則として任用後1ヶ月を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

※ 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 試験の日時・会場・内容・発表

日 時	令和8年2月14日（土） 午前9時30分から
会 場	吹田市立こども発達支援センター 2階 多目的室 吹田市片山町2丁目11番40号
内 容	作文 クレペリン検査 面接
発 表	令和8年2月27日（金） 吹田市のホームページに、合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者のみ本人宛に通知します。

※ 受験資格のないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申し込みの内容及び受験に関わる書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

※ 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※ 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

7 受験手続

（１）申し込み先 児童部 こども発達支援センター 地域支援センター
〒564-0082 吹田市片山町2丁目11番40号

（２）手続方法等

令和8年1月21日（水）から令和8年2月10日（火）までの開庁日の午前9

時から午後5時までに、①試験申込書に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真（正面向きで、本人と確認できるもの）を添付した申込書、②作業療法士の資格証の写しをこども発達支援センターに直接持参、または郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きし、その中に試験申込書等と、460円切手を貼った返信用の定型封筒（23.5 cm×12 cm）に、郵便番号、宛先を明記の上、「簡易書留」と朱書きしたものを同封のうえ、2月10日（火）必着とします。

8 その他

- （1）試験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、宛先を明記した返信用封筒（定型）（110円切手を貼付）を必ず同封してください。
- （2）試験に関する提出書類は一切お返しいたしません。
- （3）天候等の状況により試験の実施が危惧されるときは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

吹田市 児童部 こども発達支援センター 地域支援センター

電 話 06-6339-6105

メール ryoikuc@city.suita.osaka.jp

担 当 宮下・石井